

質問事項に対する回答

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
1	実施要領Ⅱ4(5)、様式6	企画提案書は任意様式で、枚数制限はないか。	お見込のとおりです。ただし、簡潔で分かりやすい資料としてください。
2	国申請関係資料	令和7年度産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に関して採択された申請書の内容や文部科学省の所見を企画提案書作成時に参照できるか。	本プロポーザルへの参加意思がある団体で、今回業務の前提となる「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画書」等の閲覧を希望する者は、8月21日（金）（※企画提案書提出期限）までの間、熊本県高校教育課において閲覧できるものとします。（ただし、報告書の複写や写真撮影は不可とします。）
3	実施要領Ⅱ6(1)	審査会の出席人数に制限はあるか。また、対面参加か。	提案者側の出席者は3名以内とします。また、審査会は対面にて実施します。
4	仕様書4(1)③～⑤	ヒアリング、アンケート、議論・検討の場の規模、対象及び受託者に期待する役割は。提案に含めるのか。	現時点で実施規模、対象者等を一律には定めていません。仕様書4(1)③～⑤に掲げる役割を踏まえ、効果的かつ実現可能な実施方法、規模等を企画提案書において提案してください。詳細は、受託者の提案内容を踏まえ、契約後に県と協議の上決定します。
5	実施要領Ⅱ1柱書・(6)・(7)	参加資格(1)～(5)及び(7)は参加申込書提出日、(6)のみ審査会時点で満たせばよいか。	参加資格(1)～(5)については参加申込書提出日、(6)については審査会時点、(7)については、公告日から本プロポーザルの選定結果が発表される期間において、熊本県、各省庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であることを満たす必要があります。
6	実施要領Ⅱ1(6)注記	8月10日までに入札参加資格を申請すれば、審査会までの資格決定は担保されるか。標準処理日数及び審査会までに決定されない場合の取扱いは。	8月10日までに申請した場合であっても、審査会までに資格決定がなされることを保証するものではありません。審査及び処理期間については熊本県出納局管理調達課にお問い合わせください。審査会時点で実施要領Ⅱ1(6)の資格を有していない場合は、参加資格を満たさないものとして取り扱います。
7	実施要領Ⅱ1(6)	入札参加資格の業務種目に指定はあるか。	業務種目の指定はありません。業務区分が「業務委託」に登録されていることが要件です。

質問事項に対する回答

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
8	実施要領Ⅱ1、Ⅱ5(3)	共同企業体（コンソーシアム）で応募できるか。	共同企業体その他の複数事業者による連合体名義での応募はできません。
9	実施要領Ⅱ5(3)	単独応募する事業者が、他の提案者の協力会社・再委託予定先として記載されることは可能か。	本プロポーザルに提案者として参加する事業者が、他の提案者の協力会社又は再委託予定先として同一業務の企画提案に関与することは認めません。
10	実施要領Ⅱ1、Ⅱ7(1)	本業務の受託者が、県の他の高校教育改革関連業務を受託することに制限はあるか。	現時点で一律の制限は設けていません。ただし、各業務の仕様及び契約条件を満たすとともに、それぞれの業務を独立かつ適正に遂行できる体制を確保する必要があります。
11	仕様書4(2)	他の関連業務を受託する場合、第三者性確保のために求める体制上の措置はあるか。企画提案書に記載してよいか。	他の関連業務との関係で利益相反が生じる可能性がある場合は、担当者の分離、情報管理、利益相反のおそれがある評価への関与回避等、第三者性を確保するための措置を講じてください。その対応方針を企画提案書に記載することは差し支えありません。
12	実施要領Ⅱ2	他の関連委託業務への応募又は受託を理由として審査上不利益に評価されないか。	他の関連委託業務への応募又は受託のみを理由として不利益に評価することはありません。本プロポーザルは実施要領Ⅱ2の審査基準に基づき審査します。
13	仕様書4(2)	改革先導拠点校の範囲及び支援対象校の最大数は。	現時点で国の採択を受けている3校（類型1：アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援…菊池農業高校、天草工業高校 類型3：多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保…熊本高校）に、追加申請中の1校（類型2：理数系人材育成支援…人吉高校）を加えた最大4校を想定しています。
14	仕様書4(2)なお書き	理数系分野が不採択となった場合の減額方法、見積上の区分及び結果判明時期は。	不採択となった場合は、当該分野の支援に係る未実施業務及び不要となる経費を基礎として、県と受託者が協議の上、減額変更を行います。企画提案時の費用見積書では、当該分野に係る経費が判別できるよう区分して記載してください。採択結果は、現時点では令和8年9月下旬頃の予定です。

質問事項に対する回答

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
15	仕様書4(1)	実行計画の策定主体と受託者の役割、策定・公表時期は。	実行計画の策定主体は熊本県です。受託者には、調査・分析、論点整理、提案・助言及び資料作成等の伴走支援を求めます。実行計画本文の最終的な作成及び意思決定は県が行いますが、県の指示に基づく素案や資料の作成支援は業務に含みます。実行計画は令和8年度末までの策定・公表を予定しています。
16	仕様書4(1)①	県から提供されるデータの範囲、形式及び時期。あり方検討会資料や国への申請書等も含まれるか。	県が保有し、本業務の実施に必要と認める人口、入試、学校等に関するデータは、契約後、必要に応じて提供します。形式はデータにより異なります。県立高等学校あり方検討会の公表資料は県ホームページを参照してください。また、国への申請書等の提供範囲は、採択校や関係者との調整及び情報管理上の取扱いを踏まえ、契約後に県と受託者で協議します。 ※本プロポーザルへの参加意思がある団体で、今回業務の前提となる「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画書」等の閲覧を希望する者は、8月21日（金）（※企画提案書提出期限）までの間、熊本県高校教育課において閲覧できるものとします。（ただし、報告書の複写や写真撮影は不可とします。）
17	仕様書4(1)③	ヒアリングの件数・回数、謝礼単価に県基準を適用する必要があるか。	現時点で件数及び回数は確定していません。仕様書の趣旨を踏まえ、必要な対象及び実施方法を提案してください。謝礼等が必要となる場合は受託者の負担とし、県の謝金支給基準への準拠は求めませんが、対象者や依頼内容等を踏まえた妥当な額を計上してください。
18	仕様書4(1)④	アンケートの対象者数、回数、方法、Webフォーム構築・運用及び紙の場合の費用負担は。	現時点で対象者、規模、回数及び実施方法は現時点で確定していません。Webフォームの構築・運用及び紙媒体の印刷・郵送の具体的な分担は、提案内容を踏まえ契約後に協議します。企画提案に必要な経費を見込む場合は、費用見積書に計上してください。
19	仕様書4(1)⑤	実行計画等を議論する場の性格、回数、規模、場所及び報償費・旅費の負担は。	県が設置する外部有識者等による会議については、委員8名程度で構成し、年4回程度の開催を予定しています。県が就任依頼する委員の報償費及び旅費は県が負担します。この他、シンポジウムや意見交換会など、実行計画や地域連携等を議論・検討する機会について提案してください。受託者が提案・調整する外部協力者等に必要な経費は受託者が負担します。
20	仕様書4(1)⑥	現地調査への同行は業務範囲か。想定回数と旅費の取扱い	必要に応じて、受託者に現地調査への同行や関係者調整を求める場合があります。回数及び場所は現時点で確定していません。受託者に生じる旅費その他本業務に必要な費用は、委託費に含めてください。

質問事項に対する回答

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
21	仕様書4(2)	改革先導拠点校への1校当たりの訪問回数。アドバイザーの同行は必須か。	訪問回数は一律に定めていません。各校の取組状況を把握し、必要な支援を行える回数・方法を提案してください。また、アドバイザー同行の可否を含め、各校に対して適切な助言及び支援を行うことができる体制を提案してください。詳細は、契約後、県と受託者で協議の上決定します。
22	仕様書4(2)、5	業務統括責任者とアドバイザーの兼任、配置人数の上限、経験要件の判断基準は。	それぞれの要件を満たし、業務を適切に遂行できる場合は兼任可能です。アドバイザーの配置人数に上限はありません。経験年数や実績件数の一律の基準は設けていませんので、企画提案書に経歴及び実績を具体的に記載してください。
23	仕様書4(3)	月1回以上の定例会の場所、人数、対面・オンラインの比率及び旅費の取扱いは。	定例会は県庁又はオンラインでの開催を想定しています。出席人数及び対面・オンラインの割合は、業務の進捗や議題を踏まえ、契約後に協議します。対面開催に伴う受託者の旅費は委託費に含めてください。
24	仕様書全般	令和7年度以前の同種・関連業務の委託実績及び成果物の提供可否は。	国の令和7年度補正予算（経済対策）にて新たに創設された事業のため、本業務と同一内容の委託実績はありません。
25	実施要領Ⅲ1(4)、仕様書8(10)	一部再委託の範囲・比率及び出向、派遣、個人事業主への業務委託が再委託に該当するか。	再委託の金額比率について一律の上限は設けていませんが、業務の全部及び業務統括責任者の再委託は認めません。個人事業主への業務委託並びに出向者及び派遣労働者による業務の実施については、契約形態及び業務の実態等により、個別に判断します。
26	実施要領Ⅳ1(3)イ、仕様書8(9)	既存著作物・ノウハウ等の権利は受託者に留保されるか。提案書に切分けを記載してよいか。	本業務により新たに作成した成果品等の著作権は県に帰属します。受託者が従前から保有する著作物、ノウハウ、システム、分析手法及び汎用ツール等の権利まで県に移転するものではありません。ただし、それらを成果品に用いる場合は、県が成果品を利用するために必要な権利関係を整理してください。企画提案書に権利の切分けを記載することは差し支えありません。最終的な取扱いには契約時に協議します。
27	実施要領Ⅱ5(2)、Ⅲ1(1)	見積書の提出時期、税抜・税込の記載方法及び様式は。	企画提案書には、提案内容に係る費用見積書を含めて8月21日午後5時までに提出してください。受託候補者の選定後、契約締結に係る見積書を9月2日頃までに提出していただく予定です。費用見積書は税抜額を記載するとともに、消費税及び地方消費税並びに税込合計額が確認できるようにしてください。様式の指定はありません。

質問事項に対する回答

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
28	実施要領Ⅲ1(3)	人件費の概算払の時期・回数、割合の上限及び必要書類は。	概算払は、受託者からの申出を踏まえ、その必要性を県が認めた場合に限り行います。時期、回数、額及び必要書類は、契約締結後、県と受託者で協議の上決定します。
29	実施要領Ⅲ1(2)	契約保証金の免除はいつ、どの書類で判断するか。	受託候補者の決定後、契約締結に向けた手続の中で、熊本県会計規則第78条各号への該当の有無を確認します。必要な書類は、受託候補者に個別に案内します。
30	実施要領Ⅱ5(1)・4(5)	企画提案書のページ数、文字サイズ・フォント、A3参考資料の枚数上限は。	ページ数、文字サイズ、フォント及びA3版参考資料の枚数に上限又は指定はありません。ただし、簡潔で分かりやすい資料としてください。
31	実施要領Ⅱ4(3)・(5)	印刷書類とPDFの提出期限はいずれも8月21日午後5時か。	お見込みのとおりです。
32	実施要領Ⅱ4(3)イ	参加申込書等はPDFメール提出のみでよいか。押印は必要か。	お見込みのとおりです。各様式への押印は不要です。
33	実施要領Ⅱ6(1)	審査会の人数、オンライン可否、機材、投影・配付資料、スライドの作成可否は。	出席者は3名以内とし、対面で実施します。県において、投影用パソコン、ディスプレイ、HDMI接続ケーブル及び電源を用意します。投影には、提出された企画提案書のデータを使用します。なお、追加資料の配付は認めません。
34	実施要領Ⅱ2（評価項目6～10）	評価項目6～10の基準日及び証明書類の添付要否は。	評価の基準日は【様式7】に記載のとおり、公告日現在です。また、記載事項を証する書類については、同様式の「添付書類（写）」欄に記載する書類を添付してください。

質問事項に対する回答

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
35	実施要領Ⅱ2（評価項目5）	経済性は見積額が低いほど高評価となる相対評価か、妥当性を見る絶対評価か。	提案内容に対して、見積額及び経費内訳が適正かつ妥当であることを総合的に評価します。
36	実施要領Ⅱ4(2)ウ	質問回答を掲載するURLは。	本プロポーザルの参加募集を掲載している熊本県教育委員会ホームページに掲載します。 URL： https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/274991.html
37	仕様書4(2)	改革先導拠点4校において個別協議の場を企画・運営するのか。	4校全体での情報共有・協議や、必要に応じた個別の協議等を組み合わせ、効果的な実施方法を提案してください。詳細は契約後、県と協議の上決定します。
38	実施要領Ⅱ4(5)ウ(ア)	正本1部、副本5部の違いや綴り方等の指定はあるか。	正本と副本の内容及び綴り方は同一としてください。正本・副本とも、実施要領Ⅱ4(5)イに定める書式及び製本方法に従ってください。
39	仕様書4(2)	各改革先導拠点校の国への申請書又は事業目標、取組内容、体制、KPI等の概要資料を提供できるか。	NO.2の回答のとおりです。
40	仕様書4(2)	KPI等は国への申請時に設定済みのものか。受託者が新たに設計・提案する範囲は。	各改革先導拠点校が国への申請時に設定したKPI及び関連指標を基本とします。受託者には、それらの把握・評価及び体系的整理に加え、取組の効果を適切に把握するために必要な指標についても設計・提案してください。
41	仕様書4(1)	実行計画を議論する場、パブリックコメント及び策定完了の時期は。	現時点では、令和8年9月以降に関係者ヒアリング、アンケート及び外部有識者等との議論を進め、令和9年1月頃にパブリックコメントを行い、令和8年度末までに実行計画を策定・公表する予定です。県が設置する外部有識者等による会議については、委員8名程度で構成し、年4回程度の開催を予定しています。

質問事項に対する回答

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問がありましたので、回答します。

No.	書類名称	質問事項	回答
42	実施要領Ⅱ1、Ⅱ5(3)	共同体（コンソーシアム）で参加できるか。可能な場合、各構成員の書類提出は必要か。	NO.8の回答のとおりです。
43	実施要領Ⅲ1(4)、仕様書8(10)	再委託の承認はいつ行うか。応募段階の申請や提案書への再委託先・範囲の記載は必要か。	再委託の承認申請は、契約時に行ってください。応募段階で承認申請書を提出する必要はありません。ただし、企画提案時点で再委託を予定している場合は、実施体制を適切に審査できるよう、再委託予定先、範囲及び役割を企画提案書に記載してください。
44	実施要領Ⅱ4(5)ウ(ア)	副本5部は事業者名やロゴを伏せて匿名化する必要があるか。	匿名化する必要はありません。